



お問い合わせ・お申し込み・介護のご相談は...

ハッピーケアプランサービス
☎ 0742-46-8819

ACCESS (交通アクセス) お車の場合 高槻川方面へ約10分
電車の場合 徒歩約20分



ハッピーデイサービスセンター

ハッピーデイサービスセンターは、看護師常駐の36名定員のデイサービスです。他の利用者様との交流や、陶芸や習字・生け花などの趣味活動の場になっています。デイサービスでは食事とおやつにもこだわっています。



リゾートデイサービス ハッピーリライフ

リハビリ・食事・入浴に特色を持ったデイサービスになります。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のリハビリの専門家によるリハビリプログラムの立案と実施、看護師による口腔リハビリの指導、さらに管理栄養士による栄養指導を行います。季節感を感じられるお食事、日本庭園を望みながらの入浴と、お客様にはゆったりとした時間の中で、楽しんで頂くため、人との触れ合いや季節ごとのイベントにも力を入れております。



ハッピーデイリハビリ館 西ノ京・大安寺

ハッピーデイリハビリ館は、高齢の方・身体機能に障害をお持ちの方のリハビリテーションを目的とした施設になります。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・柔道整復師が直接お身体の状態を確認し、ひとりひとりに合ったリハビリプログラムを提供します。



有料老人ホーム ハッピーガーデン 西ノ京・大安寺・京西

有料老人ホーム ハッピーガーデンは、25名以下の家庭的な有料老人ホームになります。経済的な負担を抑えつつ、医療・介護面で安心してご入居頂ける体制を整えています。



訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション

訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーションは、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の専門家が自宅で療養やリハビリが必要な方に訪問し、係りつけ医の指導のもと医療処置や療養支援・リハビリサービスを提供します。提携の医療機関・訪問看護事業所が連携して、定期的な医療処置が必要な方やご自宅での療養が難しい方でも安心して入居頂けるようサポートさせていただきます。



株式会社ハッピーサービスグループ 〒630-8043 奈良市六条3-1-15 tel. 0742-52-8880 fax. 0742-52-8881

デイサービス事業	ハッピーデイサービスセンター 〒630-8043 奈良市六条2-7-28 tel. 0742-52-8870 fax. 0742-52-8828
	ハッピーデイリハビリ館 西ノ京 〒630-8043 奈良市六条2-3-12 tel. 0742-52-8811 fax. 0742-52-8812
	ハッピーデイリハビリ館 大安寺 〒630-8144 奈良市東九条町1448-1 tel. 0742-63-8864 fax. 0742-63-8865
	リゾートデイサービス ハッピーリライフ 〒630-8044 奈良市六条西1-1-33 tel. 0742-52-8837 fax. 0742-52-8838
	ハッピーケアプランサービス 〒630-8043 奈良市六条3-1-15 tel. 0742-46-8819 fax. 0742-46-8740
居宅介護支援事業	訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション 〒630-8043 奈良市六条2-18-1 tel. 0742-52-8804 fax. 0742-52-8805

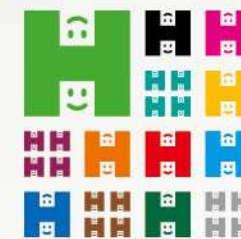
老人ホーム事業	有料老人ホーム ハッピーガーデン 西ノ京 〒630-8043 奈良市六条2-9-39 tel. 0742-52-8860 fax. 0742-52-8861
	有料老人ホーム ハッピーガーデン 大安寺 〒630-8144 奈良市東九条町1448-1 tel. 0742-63-8863 fax. 0742-63-8865
児童発達支援・放課後等デイサービス事業 保育所等訪問支援事業	有料老人ホーム ハッピーガーデン 京西 〒630-8033 奈良市五条3-20-8 tel. 0742-52-8875 fax. 0742-52-8876
	発達支援リハスタジオ ハッピーリング 西ノ京 〒630-8043 奈良市六条3-1-15 tel. 0742-52-8882 fax. 0742-52-8883
	保育所等訪問支援 ハッピーリング 〒630-8043 奈良市六条3-1-15 tel. 0742-52-8882 fax. 0742-52-8881
	発達支援リハスタジオ ハッピーリング plus 〒630-8043 奈良市六条2-10-15 tel. 0742-52-8835 fax. 0742-52-8836



居宅介護支援事業所

ハッピーケアプランサービス

<https://www.happy-service.co.jp>



ハッピーサービスグループ
Happy Service Group



居宅介護支援事業所

ハッピーケアプランサービス

サービスを利用する手順

● 申請から利用までの流れ

1. 市町村の窓口申請

サービスの利用を希望する人は、市町村の担当窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。申請は本人や家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などが代行することもできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）



2. 要介護認定が行われます

● 認定調査 / 医師の意見書

市区町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。聞き取り調査は全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入を受けます。また本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

● 審査・認定

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保険、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。



介護保険を適切に利用できるにします

居宅介護支援事業所とは、ケアマネージャーが介護の必要な方やそのご家族の相談にのり、地域関連事業所との“かけ橋”となる存在です。適切な介護サービスを利用することで、本人の生活の質を改善し、またご家族の負担を減らすことができます。介護保険についてよくわからない方、疑問を持っている方、現状にお困りの方、介護保険の入り口としてご利用ください。



日常生活や介護の事でお困りではありませんか？

私たちケアマネージャーは、常にご利用者の立場に立って、公正・中立にサービスが提供されるようにケアプランを作成させていただきます。

あなたの思いやご希望、やりたい事、お困り事を私たちに話していただけますか？

「自分らしい」生活を私たちがサポートさせていただきます。

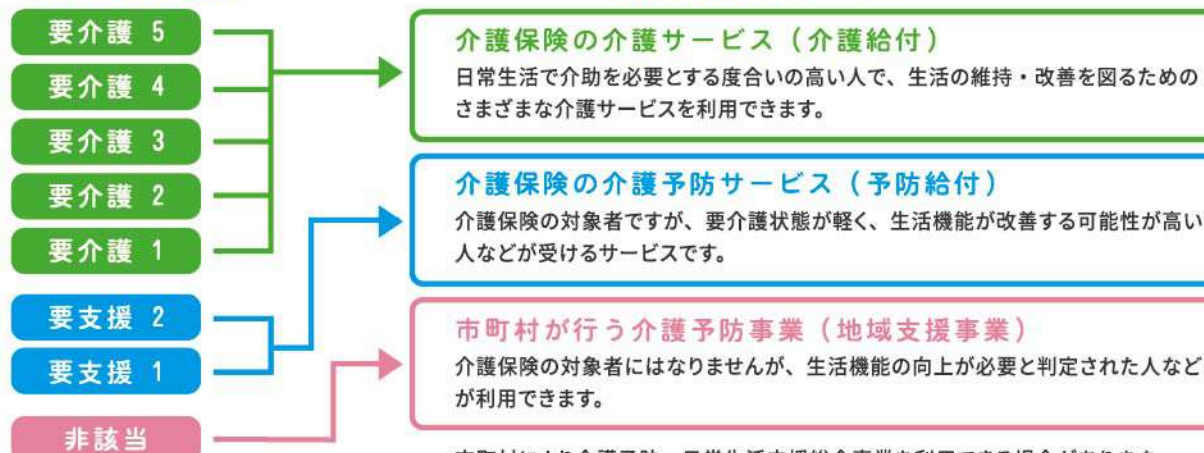


3. 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市区町村から認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届きます。

要介護状態区分

利用できるサービス



市町村により介護予防・日常生活支援総合事業を利用できる場合があります。

4. ケアプランを作成します

要介護 1～5 と認定された人は、在宅サービスと施設サービスのどちらかを選択し、在宅の場合は居宅介護支援事業者のケアマネージャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。要介護 1・2 と認定された人は、地域包括支援センターで保健師等が中心となって介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。



5. サービスを利用します

サービス事業者に保険証を提示して、ケアプランにもとづいたサービスを利用します。ケアプランにもとづいたサービスの利用者負担は原則として費用の1～3割です。

アドバイスとケアプランの作成をします

ハッピーケアプランサービスでは、平成15年の開設当初より、ご利用者様・ご家族様に合ったきめ細やかなケアプランを作成し、地域の高齢者に寄り添う存在になることを目指してきました。まずはお気軽にお電話ください。